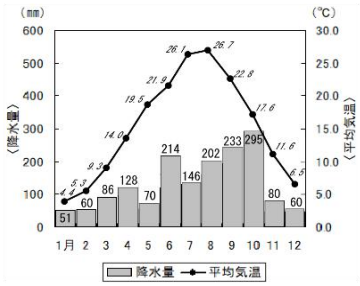
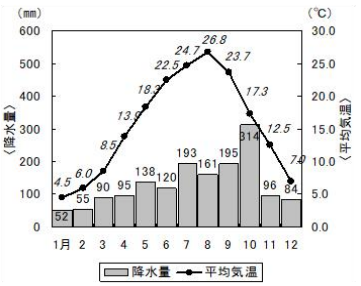
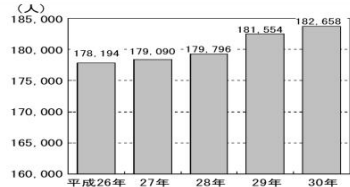
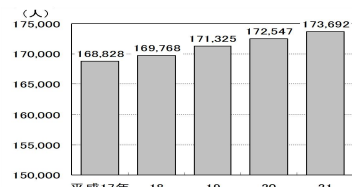
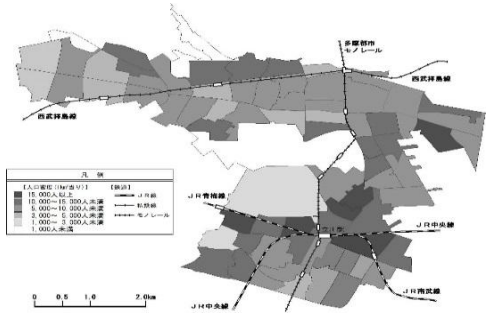
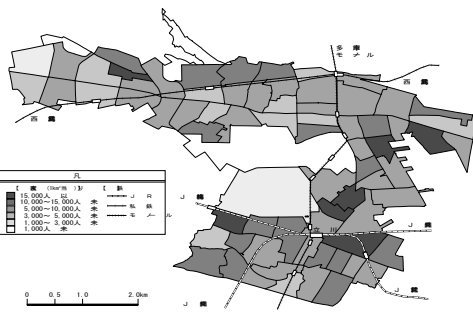
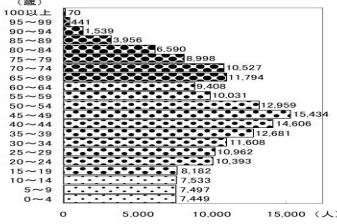
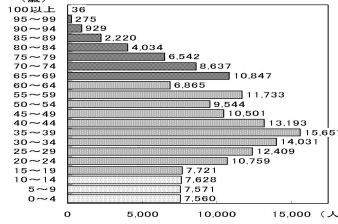
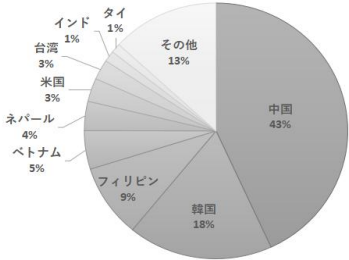
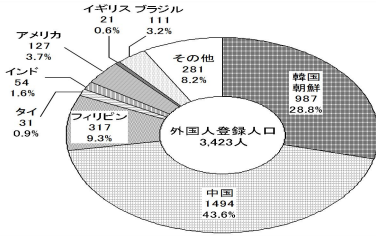
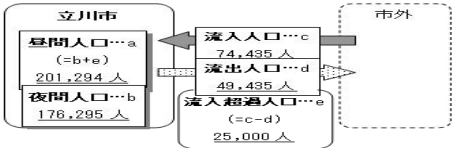
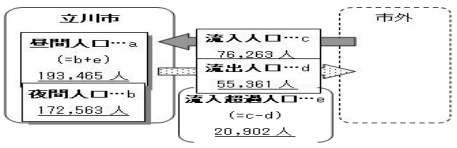


変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
表紙	平成21年3月 (平成31年3月変更)	平成21年3月	追加
第1編 第1章 (P.1)	2 計画の構成 ・・・ 資料編 用語集	2 計画の構成 ・・・ 資料編	追加
第1編 第3章 (P.8)	④自衛隊の事務 航空自衛隊 防空指揮群本部 作戦システム運用隊司令	④自衛隊の事務 航空自衛隊 防空指揮群本部	都国民保護計画変更により変更
第1編 第3章 (P.8)	(2) -⑤指定公共機関・指定地方公共機関の事務【日本銀行】 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 <u>2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> <u>3 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>5 各種措置に係る広報</u> <u>6 海外中央銀行等との連絡・調整</u>	(2) -⑤指定公共機関・指定地方公共機関の事務【日本銀行】 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	都国民保護計画と統一

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第1編 第4章 (P.9)	(1) 地勢 本市は、東京都のほぼ中央、都心から30km圏内に位置しており、東は国立市・国分寺市・小平市、西は昭島市・福生市、北は武蔵村山市・東大和市、南は日野市と八つの市に隣接している。市域は東西に8.40km、南北6.93kmの広がりを持っており、面積は24.36km ² である。	(1) 地勢 本市は、東京都のほぼ中央、都心から30km圏内に位置しており、東は国立市・国分寺市・小平市、西は昭島市・福生市、北は武蔵村山市・東大和市、南は日野市と八つの市に隣接している。市域は東西に8.40km、南北6.93kmの広がりを持っており、面積は24.38km ² である。	平成27年3月国土交通省 国土地理院「全国都府 県区市町村別面積」公表 による立川市面積の変更
第1編 第4章 (P.9)	(2) 気候  <p>資料：気象庁観測データ (府中観測所における2013～2017年の平均値)</p>	(2) 気候  <p>資料：気象庁観測データ (府中観測所における2003～2007年の平均値)</p>	至近気象庁観測データに 変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第1編 第4章 (P.10)	<p>(3) 人口</p> <p>① 住民基本台帳人口</p> <p>本市の平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口は、<u>18.2</u>万人であり、年々増加している。</p> 	<p>(3) 人口</p> <p>① 住民基本台帳人口</p> <p>本市の平成21年1月1日現在の住民基本台帳人口は、17.4万人であり、年々増加している。</p> 	至近住民基本台帳データ に変更
第1編 第4章 (P.10)	<p>② 住民基本台帳人口分布</p> <p>【町丁字別人口密度（平成30年1月1日現在）】</p> 	<p>② 住民基本台帳人口分布</p> <p>【町丁字別人口密度（平成21年1月1日現在）】</p> 	至近住民基本台帳データ に変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要																																																																																								
第1編 第4章 (P.11)	<p>③ 年齢別住民基本台帳人口</p> <p>本市の住民基本台帳人口の年齢別の内訳は年少人口（14歳以下）が<u>2.2万人（12.3%）</u>、生産年齢人口（15～64歳）が<u>11.6万人（63.6%）</u>、老年人口（65歳以上）が<u>4.3万人（24.0%）</u>となっている。</p> <p>【年齢階層別住民基本台帳人口（平成<u>30</u>年1月1日現在）】</p>  <table border="1"> <caption>年齢階層別住民基本台帳人口（平成30年1月1日現在）</caption> <thead> <tr><th>年齢</th><th>人口（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>100以上</td><td>70</td></tr> <tr><td>95～99</td><td>241</td></tr> <tr><td>90～94</td><td>1,539</td></tr> <tr><td>85～89</td><td>3,056</td></tr> <tr><td>80～84</td><td>6,590</td></tr> <tr><td>75～79</td><td>10,908</td></tr> <tr><td>70～74</td><td>10,527</td></tr> <tr><td>65～69</td><td>11,794</td></tr> <tr><td>60～64</td><td>10,406</td></tr> <tr><td>55～59</td><td>10,031</td></tr> <tr><td>50～54</td><td>12,059</td></tr> <tr><td>45～49</td><td>15,434</td></tr> <tr><td>40～44</td><td>14,606</td></tr> <tr><td>35～39</td><td>12,081</td></tr> <tr><td>30～34</td><td>11,508</td></tr> <tr><td>25～29</td><td>10,962</td></tr> <tr><td>20～24</td><td>10,393</td></tr> <tr><td>15～19</td><td>8,182</td></tr> <tr><td>10～14</td><td>7,533</td></tr> <tr><td>5～9</td><td>7,497</td></tr> <tr><td>0～4</td><td>7,449</td></tr> </tbody> </table>	年齢	人口（人）	100以上	70	95～99	241	90～94	1,539	85～89	3,056	80～84	6,590	75～79	10,908	70～74	10,527	65～69	11,794	60～64	10,406	55～59	10,031	50～54	12,059	45～49	15,434	40～44	14,606	35～39	12,081	30～34	11,508	25～29	10,962	20～24	10,393	15～19	8,182	10～14	7,533	5～9	7,497	0～4	7,449	<p>③ 年齢別住民基本台帳人口</p> <p>本市の住民基本台帳人口の年齢別の内訳は年少人口（14歳以下）が2.3万人（13.5%）、生産年齢人口（15～64歳）が11.2万人（66.6%）、老年人口（65歳以上）が3.4万人（19.9%）となっている。</p> <p>【年齢階層別住民基本台帳人口（平成21年1月1日現在）】</p>  <table border="1"> <caption>年齢階層別住民基本台帳人口（平成21年1月1日現在）</caption> <thead> <tr><th>年齢</th><th>人口（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>100以上</td><td>36</td></tr> <tr><td>95～99</td><td>1,275</td></tr> <tr><td>90～94</td><td>929</td></tr> <tr><td>85～89</td><td>2,220</td></tr> <tr><td>80～84</td><td>4,034</td></tr> <tr><td>75～79</td><td>6,542</td></tr> <tr><td>70～74</td><td>8,637</td></tr> <tr><td>65～69</td><td>10,847</td></tr> <tr><td>60～64</td><td>8,865</td></tr> <tr><td>55～59</td><td>9,544</td></tr> <tr><td>50～54</td><td>11,733</td></tr> <tr><td>45～49</td><td>10,501</td></tr> <tr><td>40～44</td><td>13,193</td></tr> <tr><td>35～39</td><td>15,657</td></tr> <tr><td>30～34</td><td>14,031</td></tr> <tr><td>25～29</td><td>12,409</td></tr> <tr><td>20～24</td><td>10,759</td></tr> <tr><td>15～19</td><td>7,721</td></tr> <tr><td>10～14</td><td>7,628</td></tr> <tr><td>5～9</td><td>7,571</td></tr> <tr><td>0～4</td><td>7,550</td></tr> </tbody> </table>	年齢	人口（人）	100以上	36	95～99	1,275	90～94	929	85～89	2,220	80～84	4,034	75～79	6,542	70～74	8,637	65～69	10,847	60～64	8,865	55～59	9,544	50～54	11,733	45～49	10,501	40～44	13,193	35～39	15,657	30～34	14,031	25～29	12,409	20～24	10,759	15～19	7,721	10～14	7,628	5～9	7,571	0～4	7,550	至近住民基本台帳データ に変更
年齢	人口（人）																																																																																										
100以上	70																																																																																										
95～99	241																																																																																										
90～94	1,539																																																																																										
85～89	3,056																																																																																										
80～84	6,590																																																																																										
75～79	10,908																																																																																										
70～74	10,527																																																																																										
65～69	11,794																																																																																										
60～64	10,406																																																																																										
55～59	10,031																																																																																										
50～54	12,059																																																																																										
45～49	15,434																																																																																										
40～44	14,606																																																																																										
35～39	12,081																																																																																										
30～34	11,508																																																																																										
25～29	10,962																																																																																										
20～24	10,393																																																																																										
15～19	8,182																																																																																										
10～14	7,533																																																																																										
5～9	7,497																																																																																										
0～4	7,449																																																																																										
年齢	人口（人）																																																																																										
100以上	36																																																																																										
95～99	1,275																																																																																										
90～94	929																																																																																										
85～89	2,220																																																																																										
80～84	4,034																																																																																										
75～79	6,542																																																																																										
70～74	8,637																																																																																										
65～69	10,847																																																																																										
60～64	8,865																																																																																										
55～59	9,544																																																																																										
50～54	11,733																																																																																										
45～49	10,501																																																																																										
40～44	13,193																																																																																										
35～39	15,657																																																																																										
30～34	14,031																																																																																										
25～29	12,409																																																																																										
20～24	10,759																																																																																										
15～19	7,721																																																																																										
10～14	7,628																																																																																										
5～9	7,571																																																																																										
0～4	7,550																																																																																										
第1編 第4章 (P.11)	<p>④ 外国人登録人口</p> <p>本市の平成<u>30</u>年1月1日現在の外国人登録人口は<u>4,114</u>人である。国別では中国、韓国・朝鮮が多い。</p> <p>【外国人登録人口(平成<u>30</u>年)】</p>  <table border="1"> <caption>外国人登録人口(平成30年)</caption> <thead> <tr><th>国</th><th>人口</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>中国</td><td>1,770</td><td>43%</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>370</td><td>9%</td></tr> <tr><td>朝鮮</td><td>370</td><td>9%</td></tr> <tr><td>フィリピン</td><td>370</td><td>9%</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>207</td><td>5%</td></tr> <tr><td>ネパール</td><td>165</td><td>4%</td></tr> <tr><td>米国</td><td>124</td><td>3%</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>124</td><td>3%</td></tr> <tr><td>インド</td><td>41</td><td>1%</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>41</td><td>1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>533</td><td>13%</td></tr> </tbody> </table>	国	人口	割合	中国	1,770	43%	韓国	370	9%	朝鮮	370	9%	フィリピン	370	9%	ベトナム	207	5%	ネパール	165	4%	米国	124	3%	台湾	124	3%	インド	41	1%	タイ	41	1%	その他	533	13%	<p>④ 外国人登録人口</p> <p>本市の平成20年1月1日現在の外国人登録人口は3,423人である。国別では中国、韓国・朝鮮が多い。</p> <p>【外国人登録人口(平成20年)】</p>  <table border="1"> <caption>外国人登録人口(平成20年)</caption> <thead> <tr><th>国</th><th>人口</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>中国</td><td>1,494</td><td>43.6%</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>987</td><td>28.8%</td></tr> <tr><td>朝鮮</td><td>987</td><td>28.8%</td></tr> <tr><td>フィリピン</td><td>317</td><td>9.5%</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>31</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>インド</td><td>54</td><td>1.6%</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>127</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>21</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>ブラジル</td><td>111</td><td>3.2%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>281</td><td>8.2%</td></tr> </tbody> </table>	国	人口	割合	中国	1,494	43.6%	韓国	987	28.8%	朝鮮	987	28.8%	フィリピン	317	9.5%	タイ	31	0.9%	インド	54	1.6%	アメリカ	127	3.7%	イギリス	21	0.6%	ブラジル	111	3.2%	その他	281	8.2%	至近住民基本台帳データ に変更																			
国	人口	割合																																																																																									
中国	1,770	43%																																																																																									
韓国	370	9%																																																																																									
朝鮮	370	9%																																																																																									
フィリピン	370	9%																																																																																									
ベトナム	207	5%																																																																																									
ネパール	165	4%																																																																																									
米国	124	3%																																																																																									
台湾	124	3%																																																																																									
インド	41	1%																																																																																									
タイ	41	1%																																																																																									
その他	533	13%																																																																																									
国	人口	割合																																																																																									
中国	1,494	43.6%																																																																																									
韓国	987	28.8%																																																																																									
朝鮮	987	28.8%																																																																																									
フィリピン	317	9.5%																																																																																									
タイ	31	0.9%																																																																																									
インド	54	1.6%																																																																																									
アメリカ	127	3.7%																																																																																									
イギリス	21	0.6%																																																																																									
ブラジル	111	3.2%																																																																																									
その他	281	8.2%																																																																																									

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要																																																																																						
第1編 第4章 (P.11)	<p>⑤ 昼間・夜間人口</p> <p>本市の昼間人口は<u>20.1</u>万人、夜間人口が<u>17.6</u>万人である。流入超過人口は<u>2.5</u>万人と、通勤・通学で市外へ流出する人口よりも市内へ流入する人口の方が多い。</p> <p>【昼間・夜間人口（平成<u>27</u>年10月）】</p> 	<p>⑤ 昼間・夜間人口</p> <p>本市の昼間人口は19.3万人、夜間人口が17.3万人である。流入超過人口は2.1万人と、通勤・通学で市外へ流出する人口よりも市内へ流入する人口の方が多い。</p> <p>【昼間・夜間人口（平成17年10月）】</p> 	至近国勢調査データに変更																																																																																						
第1編 第4章 (P.12)	<p>② 鉄道</p> <p>【鉄道駅の乗車人員（平成<u>29</u>年度）】</p> <table border="1" data-bbox="412 794 1048 991"> <thead> <tr> <th>運営会社</th> <th>駅名</th> <th>平均乗車人員 (人/日)</th> <th>運営会社</th> <th>駅名</th> <th>平均乗車人員 (人/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">JR東日本</td> <td>立川駅</td> <td>167,108</td> <td rowspan="6">多摩都市 モノレール</td> <td>柴崎体育館駅</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>西立川駅</td> <td>6,803</td> <td>立川南駅</td> <td>15,884</td> </tr> <tr> <td>西国立駅</td> <td>10,223</td> <td>立川北駅</td> <td>21,912</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西武鉄道</td> <td>玉川上水駅</td> <td>21,240</td> <td>高松駅</td> <td>3,884</td> </tr> <tr> <td>武蔵砂川駅</td> <td>5,991</td> <td>立飛駅</td> <td>5,782</td> </tr> <tr> <td>西武立川駅</td> <td>5,828</td> <td>泉体育館駅</td> <td>3,315</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>砂川七番駅</td> <td>2,383</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>玉川上水駅</td> <td>11,942</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：立川市統計年報 参考：各社ホームページ</p>	運営会社	駅名	平均乗車人員 (人/日)	運営会社	駅名	平均乗車人員 (人/日)	JR東日本	立川駅	167,108	多摩都市 モノレール	柴崎体育館駅	2,200	西立川駅	6,803	立川南駅	15,884	西国立駅	10,223	立川北駅	21,912	西武鉄道	玉川上水駅	21,240	高松駅	3,884	武蔵砂川駅	5,991	立飛駅	5,782	西武立川駅	5,828	泉体育館駅	3,315				砂川七番駅	2,383				玉川上水駅	11,942	<p>② 鉄道</p> <p>【鉄道駅の乗車人員（平成19年）】</p> <table border="1" data-bbox="1077 794 1713 991"> <thead> <tr> <th>運営会社</th> <th>駅名</th> <th>平均乗車人員 (人/日)</th> <th>運営会社</th> <th>駅名</th> <th>平均乗車人員 (人/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">JR東日本</td> <td>立川駅</td> <td>156,143</td> <td rowspan="6">多摩都市 モノレール</td> <td>柴崎体育館</td> <td>1,876</td> </tr> <tr> <td>西立川駅</td> <td>6,442</td> <td>立川南駅</td> <td>13,405</td> </tr> <tr> <td>西国立駅</td> <td>9,799</td> <td>立川北駅</td> <td>17,996</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西武鉄道</td> <td>玉川上水駅</td> <td>19,096</td> <td>高松駅</td> <td>2,033</td> </tr> <tr> <td>武蔵砂川駅</td> <td>4,949</td> <td>立飛駅</td> <td>1,314</td> </tr> <tr> <td>西武立川駅</td> <td>3,773</td> <td>泉体育館駅</td> <td>2,532</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>砂川七番駅</td> <td>2,161</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>玉川上水駅</td> <td>9,443</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：立川市統計年報</p>	運営会社	駅名	平均乗車人員 (人/日)	運営会社	駅名	平均乗車人員 (人/日)	JR東日本	立川駅	156,143	多摩都市 モノレール	柴崎体育館	1,876	西立川駅	6,442	立川南駅	13,405	西国立駅	9,799	立川北駅	17,996	西武鉄道	玉川上水駅	19,096	高松駅	2,033	武蔵砂川駅	4,949	立飛駅	1,314	西武立川駅	3,773	泉体育館駅	2,532				砂川七番駅	2,161				玉川上水駅	9,443	至近各社データに変更
運営会社	駅名	平均乗車人員 (人/日)	運営会社	駅名	平均乗車人員 (人/日)																																																																																				
JR東日本	立川駅	167,108	多摩都市 モノレール	柴崎体育館駅	2,200																																																																																				
	西立川駅	6,803		立川南駅	15,884																																																																																				
	西国立駅	10,223		立川北駅	21,912																																																																																				
西武鉄道	玉川上水駅	21,240		高松駅	3,884																																																																																				
	武蔵砂川駅	5,991		立飛駅	5,782																																																																																				
	西武立川駅	5,828		泉体育館駅	3,315																																																																																				
			砂川七番駅	2,383																																																																																					
			玉川上水駅	11,942																																																																																					
運営会社	駅名	平均乗車人員 (人/日)	運営会社	駅名	平均乗車人員 (人/日)																																																																																				
JR東日本	立川駅	156,143	多摩都市 モノレール	柴崎体育館	1,876																																																																																				
	西立川駅	6,442		立川南駅	13,405																																																																																				
	西国立駅	9,799		立川北駅	17,996																																																																																				
西武鉄道	玉川上水駅	19,096		高松駅	2,033																																																																																				
	武蔵砂川駅	4,949		立飛駅	1,314																																																																																				
	西武立川駅	3,773		泉体育館駅	2,532																																																																																				
			砂川七番駅	2,161																																																																																					
			玉川上水駅	9,443																																																																																					
第1編 第4章 (P.13)	<p>【立川駅周辺における大規模集客施設等】</p> <p>(図形変更)</p> <p>㉑～㉕追加</p>	<p>【立川駅周辺における大規模集客施設等】</p>																																																																																							

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第1編 第4章 (P.14)	<p>(7) 米軍基地</p> <p>【横田飛行場の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 <u>7,136,404平方メートル</u> (東西約3km、南北約5km、周囲約14km) 人員数 約11,000人（平成<u>29</u>年<u>1</u>月現在） <p>(軍人<u>約</u>3,600人、軍属<u>約</u>700人、家族<u>約</u>4,500人、日本人従業員<u>約</u>2,200人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 用途 飛行場（滑走路1本（<u>3,350m×60m</u>））、住宅、<u>学校、事務所</u> 	<p>(7) 米軍基地</p> <p>【横田飛行場の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 約713.6ha (東西約2.9km、南北約4.5km、周囲約14km) 人員数 約11,000人（平成17年5月現在） <p>(軍人3,600人、軍属700人、家族4,500人、日本人従業員2,200人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 用途 飛行場（滑走路1本）、事務所、住宅等 	至近立川市データに変更
第1編 第4章 (P.15)	<p>(8) 広域防災拠点</p> <p>【立川広域防災基地の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 立川市緑町<u>3567</u> 敷地面積 約<u>118</u>ha 	<p>(8) 広域防災拠点</p> <p>【立川広域防災基地の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 立川市緑町 敷地面積 約115ha 	至近内閣府（防災担当）公表資料に変更
第1編 第4章 (P.15)	<p>(10) 大規模公園</p> <p>なお、園内にはレジャー施設、スポーツ施設が整備され、年間を通じて様々なイベントが開催されており、平成<u>28</u>年度の入園者数は約<u>404</u>万人である。</p> <p>【国営昭和記念公園の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 約180.1ha（平成<u>20</u>年3月末現在のうち供用面積は<u>169.4</u>ha） 入園者数 約<u>404</u>万人（平成<u>28</u>年度） 	<p>(10) 大規模公園</p> <p>なお、園内にはレジャー施設、スポーツ施設が整備され、年間を通じて様々なイベントが開催されており、平成19年の入園者数は約349万人である。</p> <p>【国営昭和記念公園の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 約180.1ha（平成20年3月末現在の供用面積は162.5ha） 入園者数 約349万人（平成19年度） 	至近国土交通省関東地方整備局記者発表資料に変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第1編 第5章 (P.16)	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態 (枠下に追記)</p> <p><u>市国民保護計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる国際的な競技大会等への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態への対処を重視していく。</u></p> <p><u>なお、国際的な競技大会を控え、競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、都内におけるサイバーテロの脅威が高まっている。サイバーテロは、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急対処事態に発展するおそれもあることから、関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。</u></p>	第5章 市国民保護計画が対象とする事態 (枠)	都国民保護計画変更により追記
第1編 第5章 (P.18)	<p>■緊急対処事態の4類型</p> <p>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 (<u>都内立川市</u>には石油コンビナートは存在しない。)</p>	<p>■緊急対処事態の4類型</p> <p>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 (都内には石油コンビナートは存在しない。)</p>	東京都総務局意見

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.21)	1 市の各部局における平素の業務 【市の各部局における平素の業務】 ・産業文化 <u>スポーツ</u> 部	1 市の各部局における平素の業務 【市の各部局における平素の業務】 ・産業文化部	立川市組織名変更
第2編 第1章 (P.21)	1 市の各部局における平素の業務 【市の各部局における平素の業務】 ・福祉保健部 高齢者、障害者、その他要 <u>配慮</u> 者の避難、救援に関すること	1 市の各部局における平素の業務 【市の各部局における平素の業務】 ・福祉保健部 高齢者、障害者、その他要 <u>援護</u> 者の避難、救援に関すること	災害対策基本法の改正に伴い変更
第2編 第1章 (P.22)	1 市の各部局における平素の業務 【市の各部局における平素の業務】 ・ <u>まちづくり</u> 部 ・環境下水道部 下水道 <u>施設</u> の <u>整備・点検機能の確保</u> に関すること	1 市の各部局における平素の業務 【市の各部局における平素の業務】 ・都市整備部 ・環境下水道部 下水道の整備・点検に関すること	立川市組織名変更
第2編 第1章 (P.24)	(6) 本部の代替機能の確保 市は、・・・ 【市対策本部の予備施設】 総合福祉センター 泉 <u>市民</u> 体育館 柴崎 <u>市民</u> 体育館	(6) 本部の代替機能の確保 市は、・・・ 【市対策本部の予備施設】 総合福祉センター 泉体育館 柴崎体育館	
第2編 第1章 (P.28)	5 指定公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携 ・・・また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（ <u>公財</u> ）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	5 指定公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携 ・・・また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（ <u>財</u> ）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	平成24年4月に移行

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.31)	<p>1 基本的考え方 (1) 情報収集・提供のための体制の整備 市は、・・・体制を整備する。 <u>また、市は、国（総理大臣官邸）と国民保護情報などの緊急情報を双方向通信する、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を導入している。</u></p>	<p>1 基本的考え方 (1) 情報収集・提供のための体制の整備 市は、・・・体制を整備する。</p>	都国民保護計画変更により追記
第2編 第1章 (P.31)	<p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 運用面 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し<u>援護配慮</u>を要する者及び～</p>	<p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 運用面 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し<u>援護</u>を要する者及び～</p>	災害対策基本法改正
第2編 第1章 (P.32)	<p>2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等において・・・整備する。 同報系防災行政無線の整備にあたっては国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）（*）の<u>開発・整備</u>状況を踏まえる。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等において・・・整備する。 同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）（*）の<u>開発・整備</u>状況を踏まえる。</p>	都国民保護計画変更により変更・追記

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.33)	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【安否情報として収集・報告すべき情報】 1 避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名 ② <u>フリガナ</u> ③ 出生の年月日 ④ ⑤ 住所 <u>（郵便番号を含む。）</u> ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報 （前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（ <u>疾病</u> ）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他 <u>必要</u> 情報 ⑫ <u>親族・同居者への回答の希望</u> ⑬ <u>知人への回答の希望</u> ⑭ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意</u> 2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて） ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ <u>遺体が安置されている場所</u> ⑩ <u>連絡先その他必要情報</u> ⑪ <u>①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの</u>	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【安否情報として収集・報告すべき情報】 1 避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報 （前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 負傷や疾病の有無 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ 現在の居所 ⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等 2 死亡した住民（上記①～⑥、⑩に加えて） ⑫ 死亡の日時、場所及び状況 ⑬ 死体の安置場所 ⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等	都国民保護計画変更により変更・追記

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.34)	<p>(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>【安否情報収集に関する市と都の役割分担】</p> <p>○ 安否情報の収集は、・・・</p> <p><u>○ 住民等からの照会に対しては、都、市それぞれが、共有する安否情報に基づき回答するものとする。</u></p>	<p>(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>【安否情報収集に関する市と都の役割分担】</p> <p>○ 安否情報の収集は、・・・</p>	都国民保護計画変更により追記

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.37)	2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町、都、国等関係機関と連携するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、 警察、消防、自衛隊等と連携し、具体的な事態を想定したシナリオ作成するなど、防災訓練のノウハウを活用する。具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町、都、国等関係機関と連携するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、警察、消防、自衛隊等と連携し、具体的な事態を想定したシナリオ作成するなど、防災訓練のノウハウを活用する。	消防庁国民の保護に関する基本指針による
第2編 第1章 (P.38)	2 訓練 (2) 訓練の形態及び項目 . . . ③避難誘導訓練及び救援訓練（要配慮者にも留意）	2 訓練 (2) 訓練の形態及び項目 . . . ③避難誘導訓練及び救援訓練	

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.38)	2 訓練 (3) 訓練に当たっての留意事項 ② 国民保護措置についての訓練の実施にあたっては、住民の避難誘導や救援等に、町内会・自治会の協力を求め、特に 高齢者、障害避難行動要支援者 <u>その他特に配慮を要する者</u> への的確な対応を図る。	2 訓練 (3) 訓練に当たっての留意事項 ② 国民保護措置についての訓練の実施にあたっては、住民の避難誘導や救援等に、町内会・自治会の協力を求め、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応を図る。	災害対策基本法の改正に伴い変更
第2編 第1章 (P.39)	1 避難に関する基本的事項 【市において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 住宅地図 …… ○ <u>警察機関のリスト</u> <u>(警視庁、方面本部、警察署の所在地等の一覧)</u> ○ <u>避難行動要援護支援者避難支援プラン名簿</u> 資料編(P1420) 2-1 町丁字別人口 参照	1 避難に関する基本的事項 【市において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 住宅地図 …… ○ 災害時要援護者の避難支援プラン 資料編(P14) 2-1 町丁字別人口 参照	都国民保護計画変更により追記 災害対策基本法の改正に伴い変更 資料編ページ番号変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.40)	<p>(3) 高齢者、障害者等災害時避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援プラン者名簿を活用しつつ、災害時避難行動要援護支援者への避難対策を講じる。（*）</p> <p>避難誘導時は、福祉関係部課を中心とした「災害避難行動要援護支援者対策支援班」を迅速に設置し、都の要配慮者対策総括部と連携した対応ができるよう、あらかじめ職員の配置体制を整備する。</p>	<p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。（*）</p> <p>避難誘導時は、福祉関係部課を中心とした「災害要援護者対策班」を迅速に設置し、都の災害要援護者対策総括部と連携した対応ができるよう、あらかじめ職員の配置体制を整備する。</p>	災害対策基本法の改正に伴い変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.40)	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「<u>避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）</u>」や「<u>「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）</u>」を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況など様々な事象を想定し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>その際、高齢者、障害者、乳幼児等の避難対策については、市地域防災計画の<u>災害時避難行動要援護支援</u>者の避難支援の仕組みに準じて実施する。</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況など様々な事象を想定し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>その際、高齢者、障害者、乳幼児等の避難対策については、市地域防災計画の災害時要援護者の避難支援の仕組みに準じて実施する。</p>	<p>都国民保護計画変更により追記</p> <p>災害対策基本法の改正に伴い変更</p>
第2編 第1章 (P.41)	<p>(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握</p> <p>・・・</p> <p>資料編(P2230) 2-3 輸送施設と輸送力 参照</p>	<p>(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握</p> <p>・・・</p> <p>資料編(P22) 2-3 輸送施設と輸送力 参照</p>	<p>資料編ページ番号変更</p>

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.42)	<p>【緊急物資等の配送の概要】 (図)</p> <p>都 広域輸送拠点基地</p> <p>資料編(P3748) 3-3 輸送拠点一覧 参照 資料編(P3950) 3-4 大規模救出救助活動拠点参照 資料編(P4051) 3-5 災害時臨時離着陸候補地参照</p>	<p>【緊急物資等の配送の概要】 (図)</p> <p>都 広域輸送拠点</p> <p>資料編(P37) 3-3 輸送拠点一覧 参照 資料編(P39) 3-4 大規模救出救助活動拠点参照 資料編(P40) 3-5 災害時臨時離着陸候補地参照</p>	<p>都国民保護計画変更により変更</p> <p>資料編ページ番号変更</p>
第2編 第1章 (P.43)	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。</p> <p>【避難施設の区分】 「市地域防災計画おける位置付け」の列の削除</p> <p>資料編(P2432) 2-4 避難施設 参照</p>	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。</p> <p>【避難施設の区分】 「市地域防災計画おける位置付け」</p> <p>資料編(P24) 2-4 避難施設 参照</p>	<p>消防庁国民の保護に関する基本指針による</p> <p>総務局・建設局意見</p> <p>資料編ページ番号変更</p>

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第1章 (P.44)	<p>【生活関連等施設の種類等及び所管省庁】</p> <p>第28条</p> <p>5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） 文部科学省、経済産業省 <u>原子力規制委員会</u></p> <p>6号 核原料物質 文部科学省、経済産業省 <u>原子力規制委員会</u></p> <p>7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。） 文部科学省 <u>原子力規制委員会</u></p>	<p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <p>第28条</p> <p>5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） 文部科学省、経済産業省</p> <p>6号 核原料物質 文部科学省、経済産業省</p> <p>7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。） 文部科学省</p>	都国民保護計画変更により変更
第2編 第3章 (P.45)	<p>(1) 防災のための備蓄の活用</p> <p>・・・</p> <p>資料編(P34<u>43</u>) 3-2 備蓄物資・調達可能物資参照</p>	<p>(1) 防災のための備蓄の活用</p> <p>・・・</p> <p>資料編(P34) 3-2 備蓄物資・調達可能物資参照</p>	資料編ページ番号変更
第2編 第3章 (P.46)	<p>(2) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>市は、下水道施設等の・・・代替施設の整備等によるり機能の確保に努める。</p>	<p>(2) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>市は、下水道施設等の・・・代替施設の整備等によるり機能の確保に努める。</p>	前回誤植

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第2編 第4章 (P.47)	<p>2 住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>市は、武力攻撃災害の兆候6F(*)を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民の理解と協力を得ながら周知を図る。</p> <p>市は、都、東京消防庁(立川消防署)、消防団及び 市民自主防災組織等と連携し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。</p> <p>また、市は、日本赤十字社、都、東京消防庁(立川消防署)、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア及び 市民自主防災組織などと連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>	<p>2 住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>市は、武力攻撃災害の兆候6F(*)を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民の理解と協力を得ながら周知を図る。</p> <p>市は、都、東京消防庁(立川消防署)、消防団及び自主防災組織等と連携し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。</p> <p>また、市は、日本赤十字社、都、東京消防庁(立川消防署)、消防団及び自主防災組織などと連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>	
第3編 第1章 (P.49)	<p>②「本部指揮所」は、・・・迅速にな情報収集・提供を行うため、現場の各機関との通信を確保する。</p>	<p>②「本部指揮所」は、・・・迅速にな情報収集・提供を行うため、現場の各機関との通信を確保する。</p>	前回誤植
第3編 第2章 (P.52)	<p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、・・・</p> <p>【市対策本部の予備施設】（再掲）</p> <p>総合福祉センター 泉市民体育館 柴崎市民体育館</p>	<p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、・・・</p> <p>【市対策本部の予備施設】（再掲）</p> <p>総合福祉センター 泉体育館 柴崎体育館</p>	

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第2章 (P.53)	<p>【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】 (図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業文化 <u>スポーツ部</u> ・ <u>都市整備まちづくり部</u> 	<p>【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】 (図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業文化部 ・都市整備部 	立川市組織名変更
第3編 第2章 (P.55)	<p>【市の各部における武力攻撃事態における業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業文化 <u>スポーツ部</u> ・福祉保健部 ・ <u>高齢者、障害者等の要配慮者</u>の避難、救援に関すること ・・・ ・ <u>防疫対策に関すること</u> ・ <u>都市整備まちづくり部</u> ・・・ ・環境下水道部 ・・・ ・ 下水道 <u>施設の整備・点検機能の確保</u>に関すること 	<p>【市の各部における武力攻撃事態における業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業文化部 ・福祉保健部 高齢者、障害者、その他要援護者の避難、救援に関すること ・都市整備部 ・・・ ・環境下水道部 ・・・ ・ 下水道施設の整備・点検に関すること 	立川市組織名変更 災害対策基本法の改正に伴い変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第2章 (P.56)	(4) 市対策本部における広報等 【市対策本部における広報体制】 ②広報手段 広報誌、テレビ インターネット ホームページ、 <u>公式Twitter、立川見守りメール配信</u> 等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備	(4) 市対策本部における広報等 【市対策本部における広報体制】 ②広報手段 広報誌、テレビ インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備	立川市新サービス追加
第3編 第2章 (P.58)	2 通信の確保 (1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、 移動地域 系市防災行政無線等 . . . 同報系 無線、地域市 防災行政無線等の固定系通信回線の利用 (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策 資料編(P1521) 2-2 防災無線設置状況 参照	2 通信の確保 (1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等 . . . 同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用 (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策 資料編(P15) 2-2 防災無線設置状況 参照	都国民保護計画変更により変更 資料編ページ番号変更
第3編 第2章 (P.59)	3 特殊標章等の交付及び管理 <u>参照</u> 資料編(P6577) 5-1 特殊標章及び身分証明書 参照	3 特殊標章等の交付及び管理 参照資料編(P65) 5-1 特殊標章及び身分証明書 参照	資料編ページ番号変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第3章 (P.60)	1 国・都の対策本部との連携 (2) 国・都の現地対策本部との連携 市は、国・都の現地対策本部・・・市対策本部等による <u>武力攻撃事態等</u> 合同対策協議会（*）を開催する場合は、・・・共同で現地対策本部の運用を行う。	1 国・都の対策本部との連携 (2) 国・都の現地対策本部との連携 市は、国・都の現地対策本部・・・市対策本部等による合同対策協議会（*）を開催する場合は、・・・共同で現地対策本部の運用を行う。	都国民保護計画変更により変更
第3編 第3章 (P.61)	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 市長は、国民保護措置を・・・陸上自衛隊に <u>あ</u> <u>っては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須</u> <u>賀地方総監、航空自衛隊にあっては作戦システム</u> <u>運用隊司令等</u> を介し、防衛大臣に連絡する。	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 市長は、国民保護措置を・・・陸上自衛隊東部 方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。	都国民保護計画変更により変更
第3編 第5章 (P.65)	(2) 警報の内容の通知 ①市は、都から・・・ 資料編(P <u>2936</u>) 2-5 防災関係機関等緊急時連 ②市は、警報が・・・ ホームページ (https://www.city.tachikawa.lg.jp/) に警報の 内容を掲載する。	(2) 警報の内容の通知 ①市は、都から・・・ 資料編(P29) 2-5 防災関係機関等緊急時連絡 先参照 ②市は、警報が・・・ ホームページ (http://www.city.tachikawa.lg.jp/) に警報の内 内容を掲載する。	資料編ページ番号変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第5章 (P.66)	<p>(1) 警報の内容の伝達手段 警報の内容の伝達は、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等</u>を活用し、<u>地方公共団体に伝達される。</u> <u>市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p>	<p>(1) 警報の内容の伝達手段 警報の内容の伝達は、当面の間現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p>	<p>消防庁通知（平成29年8月）により変更</p>
第3編 第5章 (P.66)	<p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生・・・また、広報車の使用、<u>自主市民</u>防災組織による各世帯等への伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の<u>効果的な</u>方法も<u>検討し</u>活用する。</p>	<p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生・・・また、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p>	<p>都国民保護計画変更により変更</p>
第3編 第5章 (P.66)	<p>(3) 要<u>援護配慮</u>者への配慮 高齢者、障害者、外国人等に対する<u>警報の内容の伝達にあたっては、伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、</u>防災・福祉担当部署との連携の下で避難<u>行動要支援プラン</u><u>者名簿</u>を活用するなど、<u>災害時避難行動要援護支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられる体制を整備する。</p>	<p>(3) 要援護者への配慮 高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達にあたっては、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられる体制を整備する。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴い変更 消防庁国民の保護に関する基本指針による</p>

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第5章 (P.69)	<p>(2) 避難実施要領に記載する項目 【避難実施要領に記載する項目】</p> <p>・・・</p> <p>⑦ 市職員、<u>消防職員及び消防団員</u>の配置等</p> <p>⑧ <u>要配慮</u>者への対応</p>	<p>(2) 避難実施要領に記載する項目 【避難実施要領に記載する項目】</p> <p>・・・</p> <p>⑦ 市職員の配置等</p> <p>⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</p>	災害対策基本法の改正に伴い変更
第3編 第5章 (P.70)	<p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 【避難実施要領の策定の際における考慮事項】</p> <p>⑥ <u>避難行動要援護支援</u>者の避難方法の決定（避難支援プラン、<u>災害時避難行動要援護支援</u>者支援班の設置）</p>	<p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 【避難実施要領の策定の際における考慮事項】</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）</p>	災害対策基本法の改正に伴い変更
第3編 第5章 (P.72)	<p>(6) 高齢者、障害者等<u>要援護配慮</u>者への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を行うため<u>避難行動要援護支援者対策支援</u>班を設置し、都<u>災害要配慮者対策総括</u>部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護配慮</u>者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p> <p>なお、<u>要援護配慮</u>者の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p> <p>【<u>要援護配慮</u>者の支援の概要】</p> <p>(図) 避難住民 (<u>災害時要援護配慮者</u>)</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等要援護者への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を行うため要援護者対策班を設置し、都災害要援護者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p> <p>なお、要援護者の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p> <p>【要援護者の支援の概要】</p> <p>(図) 避難住民（災害時要援護者）</p>	災害対策基本法の改正に伴い変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第5章 (P.73)	(10) 動物の保護等に関する配慮 ・・・ 資料編(P4152) 3-7 動物保護に関する通知 参照	(10) 動物の保護等に関する配慮 ・・・ 資料編(P41) 3-7 動物保護に関する通知 参照	資料編ページ番号変更
第3編 第5章 (P.75)	弾道ミサイル攻撃 ^(*) （通常弾頭、BC弾頭） ○発射後・・・ ○当初は、できるだけ、近くのコンクリート造りの・・・ <u>(以下脚注)</u> <u>(*) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u> <u>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u>	弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭） ○発射後・・・ ○当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの・・・	追記
第3編 第5章 (P.76)	② 大規模集客施設等内で突発的に発生 (図中) 市内避難所等	② 大規模集客施設等内で突発的に発生 (図中) 避難所等	
第3編 第5章 (P.78)	(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合 【避難の流れ】 (図) 要 <u>援護配慮</u> 者	(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合 【避難の流れ】 (図) 要援護者	災害対策基本法の改正に伴い変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第5章 (P.79)	<p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合 【避難の流れ】 (図) 要援護配慮者×2カ所</p>	<p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合 【避難の流れ】 (図) 要援護者×2カ所</p>	災害対策基本法の改正に伴い変更
第3編 第6章 (P.80)	<p>3 救援の程度及び方法の基準 市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16<u>16</u>年厚生労働省<u>厚生労働省</u>内閣府告示第343229<u>343229</u>号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、厚生労働<u>厚生労働</u>内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。・・・</p> <p>資料編(P3138<u>3138</u>) 3-1 救援程度及び方法の基準参照</p>	<p>3 救援の程度及び方法の基準 市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。・・・</p> <p>資料編(P31) 3-1 救援程度及び方法の基準参照</p>	都国民保護計画変更により変更 資料編ページ番号変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第6章 (P.81)	<p>4 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>市は、市域が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、市内に避難所を開設する。</p> <p><u>その際には、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。</u></p> <p>(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)</p>	<p>4 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>市は、市域が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、市内に避難所を開設する。</p> <p>(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)</p>	都国民保護計画変更により変更
第3編 第6章 (P.82)	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合、都が設置する<u>長期避難住宅削除及び</u>応急仮設住宅等への入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅への入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	都国民保護計画変更により変更
第3編 第6章 (P.82)	<p>(3) 医療の提供及び助産</p> <p>① 医療に関する情報提供</p> <p>市は、都<u>及び関係機関</u>と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。</p>	<p>(3) 医療の提供及び助産</p> <p>① 医療に関する情報提供</p> <p>市は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。</p>	都国民保護計画変更により変更
第3編 第6章 (P.83)	<p>【医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統】</p> <p>(図の“後方”を削除)</p>	<p>【医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統】</p>	都国民保護計画変更により変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第6章 (P.84)	<p>③ 患者の搬送</p> <p>市は都と協力し、・・・災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。</p> <p>なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。</p> <p>・・・</p> <p>(5) 埋葬及び火葬</p> <p>・・・</p> <p>資料編(P4051) 3-6 火葬場一覧 参照</p>	<p>③ 患者の搬送</p> <p>市は都と協力し、・・・災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。</p> <p>なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。</p> <p>・・・</p> <p>(5) 埋葬及び火葬</p> <p>・・・</p> <p>資料編(P40) 3-6 火葬場一覧 参照</p>	<p>都国民保護計画変更により変更</p> <p>資料編ページ番号変更</p>
第3編 第6章 (P.84)	<p>(9) 行方不明者の捜索及び遺体の処理</p> <p>市は、<u>武力攻撃等により新たな被害を受けるおそれがない場合</u>、警視庁、東京消防庁が中心となつて行う行方不明者の捜索に協力する。</p>	<p>(9) 行方不明者の捜索及び遺体の処理</p> <p>市は、警視庁、東京消防庁が中心となつて行う行方不明者の捜索に協力する。</p>	<p>都国民保護計画と統一</p>
第3編 第7章 (P.87)	<p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>・・・</p> <p>資料編(P4253) 3-8 安否情報令 参照</p>	<p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>・・・</p> <p>資料編(P42) 3-8 安否情報令 参照</p>	<p>資料編ページ番号変更</p>
第3編 第7章 (P.96)	<p>② 武力攻撃災害を受けた・・・</p> <p>資料編(P4960) 3-9 公用令書等の様式 参照</p>	<p>② 武力攻撃災害を受けた・・・</p> <p>資料編(P49) 3-9 公用令書等の様式 参照</p>	<p>資料編ページ番号変更</p>

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第7章 (P.96)	<p>(2) 東京消防庁 <u>(立川消防署)</u> の活動</p> <p>東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁 <u>(署)</u> を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨を、東京都国民保護計画において定めている。</p> <p>・ 東京消防庁 <u>(署)</u> は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。</p>	<p>(2) 東京消防庁の活動</p> <p>東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。</p> <p>・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。</p>	東京消防庁意見
第3編 第11章 (P.104)	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域で、都と協力して巡回健康相談等を行うため、<u>保健師班医療救護班により、保健師による巡回救護チーム</u>を編成して避難所等に派遣する。</p> <p>この場合、高齢者、障害者<u>その他特に配慮を要する等の要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域で、都と協力して巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。</p> <p>この場合、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	福祉保健局意見 災害対策基本法の改正に伴い変更
第3編 第11章 (P.104)	<p>(2) 防疫対策</p> <p>市は、・・・健康診断及び消毒等の措置<u>及び指導</u>を実施する。</p>	<p>(2) 防疫対策</p> <p>市は、・・・健康診断及び消毒等の措置を実施する。</p>	都国民保護計画変更により変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第3編 第11章 (P.105)	(2) 廃棄物処理対策 ① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>震災災害廃棄物対策指針</u> 」（平成 <u>10</u> <u>26</u> 年厚生省生活衛生局環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	(2) 廃棄物処理対策 ① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	都国民保護計画変更により変更
第3編 第12章 (P.106)	2 避難住民等の生活安定等 (2) <u>公的徴収金市税等</u> の減免等 市は・・・納付または納入に関する期間 <u>間限</u> の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。	2 避難住民等の生活安定等 (2) 公的徴収金の減免等 市は・・・納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。	都国民保護計画変更により変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第5編 第1章 (P.110)	<p>■緊急対処事態 緊急対処事態とは、・・・国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</p> <p><u>市国民保護計画においては、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる国際的な競技大会等への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態への対処を重視していく。</u></p> <p>（表）</p> <p>① 危険物質を有する施設への攻撃 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊</p> <p>② 大規模集客施設等への攻撃 イベント施設・スポーツ施設・大規模集客施設 <u>ターミナル駅等</u>・・・</p>	<p>■緊急対処事態 緊急対処事態とは、・・・国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</p> <p>（表）</p> <p>① 危険物質を有する施設への攻撃 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊</p> <p>② 大規模集客施設等への攻撃 イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等 ・・・</p>	都国民保護計画変更により変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第5編 第1章 (P.111)	<p>(新規追加)</p> <p><u>(2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制</u></p> <p><u>市は、「地域版パートナーシップ^(*)」を活用し、警察署、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の強化に取り組む。</u></p> <p>(以下脚注)</p> <p>(*) 平成22年6月に警視庁全102警察署により構築された。なお、市は、平成29年4月21日に、市内関係5団体との間で、「テロ等から市民を守る取り組みに関する覚書」を締結し、テロ等における情報共有体制を構築している。</p>		都国民保護計画変更により変更
第5編 第1章 (P.112)	<p>2 対処マニュアルの整備</p> <p>(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備</p> <p>○ 市は、都が作成する<u>策定した</u>各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。</p>	<p>2 対処マニュアルの整備</p> <p>(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備</p> <p>○ 市は、都が作成する各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。</p>	都国民保護計画変更により変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第5編 第1章 (P.119)	<p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>市は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p> <p>③ 医療活動</p> <p>○市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく<u>東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより、除染済みの傷病者に対する</u>医療活動を実施する。</p>	<p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>市は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p> <p>③ 医療活動</p> <p>○市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。</p>	都国民保護計画変更により変更 福祉保健局意見
第5編 第1章 (P.120)	<p>④ 汚染への対処</p> <p>○市は、<u>都と連携して避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。</u></p> <p>○市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>	<p>④ 汚染への対処</p> <p>○市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>	都国民保護計画変更により変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
第5編 第1章 (P.120)	4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤） （3）対処上の留意事項 ② 医療活動 ○ 市は、都及び医療機関等と連携し、 <u>安全な場所東京消防庁の安全管理下</u> において 感染者又はその疑いのある者、東京DMA Tにより、除染済みの傷病者 に対する医療活動を実施する。	4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤） （3）対処上の留意事項 ② 医療活動 ○ 市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。	
第5編 第1章 (P.121)	5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） （3）対処上の留意事項 ③ 医療活動 ○ 市は、都及び医療機関等と連携し、 <u>安全な場所東京消防庁の安全管理下</u> において、 <u>東京DMA Tにより</u> 、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。ただし、これらの活動は、市が保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内のものとする。・・・	5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） （3）対処上の留意事項 ③ 医療活動 ○ 市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。ただし、これらの活動は、市が保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内のものとする。・・・	都国民保護計画変更により変更
資料編 (P.1～11)	1 関係機関 1-1～1-5について (表差し替え)	1 関係機関 1-1～1-5について	至近情報に更新
資料編 (P.12)	1-6 災害時支援協定 ① <u>他</u> 自治体との相互応援	1-6 災害時支援協定 ① 自治体との相互応援	追記

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.12)	6 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加12市） 平成8（1996）年11月27日 改定 平成28（2016）年3月31日	6 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加12市） 平成8（1996）年11月27日	協定改定
資料編 (P.13)	11 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定書 平成29（2017）年3月31日 改定 平成30（2018）年10月29日 東京都下水道局 東京都2425市3町1村 ・・・ 出典参考：立川市地域防災計画資料編	11 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定書 平成29（2017）年3月31日 東京都下水道局 東京都24市3町1村 ・・・ 出典：立川市地域防災計画資料編	協定改定
資料編 (P.13)	13 災害時におけるり災証明書発行に関する協定書 平成30（2018）年3月28日 東京消防庁立川消防署 災害時における火災被害に係るり災証明書の発行支援		新規締結協定
資料編 (P.14～19)	② 民間団体との協定 立川市地域防災計画記載の情報及び「②民間団体との協定」については3件追加し至近情報に更新	② 民間団体との協定	新規締結協定3件を記載し至近情報に更新
資料編 (P.20)	2 - 1 町丁字別人口 (表差し替え) 資料：住民基本台帳（平成2030年1月現在）	2 - 1 町丁字別人口 資料：住民基本台帳（平成20年1月現在）	最新住民基本台帳に変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.21～23)	2 - 2 防災無線設置状況 ① <u>立川市固定（同報）系防災行政無線</u> （固定） 子局設置場所（○/ <u>23</u> ） （表差し替え）	2 - 2 防災無線設置状況 ① 行政無線（固定）子局設置場所（○/2）	追記
資料編 (P.24～29)	② <u>立川市地域系デジタル防災行政無線</u> （地域） 呼出番号（○/ <u>56</u> ） 参考出典：立川市地域防災計画資料編	②行政無線（地域） 呼出番号（○/5） 参考：立川市地域防災計画資料編	追記
資料編 (P.31)	③鉄道 主要区間におけるピーク時1時間における定員乗車人員および通過人員 （表差し替え）	③鉄道 主要区間におけるピーク時1時間における定員乗車人員および通過人員	（一財）運輸政策研究機構「都市交通年報」最新版に合わせた表に変更
資料編 (P.32～33)	2 - 4 避難施設 ① 一次避難場所 （○/ <u>23</u> ） 出典参考：立川市地域防災計画資料編	2 - 4 避難施設 ①一次避難場所（○/2） 出典：立川市地域防災計画資料編	東京都意見
資料編 (P.34)	② 二次避難所 <u>(3/3)</u>	②二次避難所	東京都意見
資料編 (P.35)	削除	③三次避難所	東京都意見

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.35)	④福祉②二次避難所 ⑤広域③避難場所 1 国営昭和記念公園 立川市緑町、泉町地内及び昭島市昭島市郷地町、 福島町地内 もくせいの杜 出典参考：立川市地域防災計画資料編	④福祉避難所 ⑤広域避難場所 1 国営昭和記念公園 立川市緑町、泉町地内及び昭島市郷地町、福島町 地内 出典：立川市地域防災計画資料編	東京都意見 平成28年4月1日 住居表示実施
資料編 (P.38～42)	3 - 1 救援程度及び方法の基準 <u>(全文箇条書きに変更)</u>	3 - 1 救援程度及び方法の基準 (全文)	平成25年内閣府告示第 229号
資料編 (P.43～45)	3 - 2 備蓄物資・調達可能物資 ①避難所備蓄品一覧 (○/23)	3 - 2 備蓄物資・調達可能物資 ①避難所備品一覧 (1/2)	立川市地域防災計画と統 一
資料編 (P.46～47)	②避難所以外備品その他備蓄品一覧 <u>(○/2)</u>	②避難所以外備品一覧	立川市地域防災計画と統 一
資料編 (P.48)	3 - 3 輸送拠点一覧 ① 広域輸送拠点一覧 (平成1826年4.5月1末日現在) (表差し替え)	3 - 3 輸送拠点一覧 ① 広域輸送拠点一覧 (平成18年4月1日現在)	東京都地域防災計画 震災 編 別冊資料引用
資料編 (P.49)	3 - 3 輸送拠点一覧 ②地域内輸送拠点一覧 (平成1826年4.5月1末日現在) (表差し替え)	3 - 3 輸送拠点一覧 ②地域内輸送拠点一覧 (平成18年4月1日現在)	東京都地域防災計画 震災 編 別冊資料引用
資料編 (P.50)	3 - 4 大規模救出救助活動拠点 (表差し替え)	3 - 4 大規模救出救助活動拠点	東京都地域防災計画 震災 編 別冊資料引用
資料編 (P.51)	3 - 6 火葬場一覧 (立川・昭島・国立聖苑組合 火葬場 修正)	3 - 6 火葬場一覧	

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.53)	<p>3 - 8 安否情報令 平成17年3月28日 総務省令第44号 最終改正：平成18<u>27</u>年3<u>9</u>月31<u>16</u>日 総務省令第50<u>76</u>号</p>	<p>3 - 8 安否情報令 平成17年3月28日 総務省令第44号 最終改正：平成18年3月31日 総務省令第50号</p>	総務省令最終改正日変更
資料編 (P.54)	<p><u>附則（平成27年9月16日総務省令第76号）抄（施行期日）</u> <u>第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>第2条</u> <u>2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。</u> <u>1及び2 略</u> <u>3 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項</u></p>		<p>総務省令改正による附則</p> <p>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</p>

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.56)	様式第2号（第1条関係） 安否情報収集様式（死亡住民） ⑨遺体 <u>の</u> が安置されている場所	様式第2号（第1条関係） 安否情報収集様式（死亡住民） ⑨遺体の安置されている場所	文言修正
資料編 (P.62)	4-1 被災情報の報告様式 火災・災害等即報要領 昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官 最終改正 平成 <u>20</u> <u>29</u> 年 <u>5</u> <u>2</u> 月 消防応第 <u>6</u> <u>9</u> <u>1</u> 号	4-1 被災情報の報告様式 火災・災害等即報要領 昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官 最終改正 平成20年 5月 消防応第69号	消防組織法最終改正日変更
資料編 (P.62)	3 報告手続 (1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故・ ・当該一部事務組合又は広域連合を <u>いう含む</u> 。 <u>以下(1)及び(5)第1から第3まで</u> において同じ 。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて 行うものとする。	3 報告手続 (1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故・ ・当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及 び(5)において同じ。)は、火災等に関する即報を 都道府県を通じて行うものとする。	消防組織法改正による変更
資料編 (P.62)	3 報告手続 (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した 場合 <u>(災害が発生するおそれが著しく大きい場合</u> <u>を含む。以下同じ。)</u> には、当該災害が発生した <u>、又はそのおそれがある</u> 地域の属する市町村は、 災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。	3 報告手続 (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した 場合には、当該災害が発生した地域の属する市町 村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.62)	3 報告手続 (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等・ ・火災・災害等に関する即報 を <u>について</u> 消防庁 に報告を行うものとする。	3 報告手続 (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等・ ・火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を 行うものとする。	消防組織法改正による変 更
資料編 (P.62)	3 報告手続 (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害 等が発生した場合には、市町村は、第 =1 <u>1</u> 報を都 道府県に加え、 ・市町村は、 <u>第=1</u> 報後の報 告 についても、 <u>を</u> 引き続き消防庁に対しても行う ものとする。	3 報告手続 (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害 等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道 府県に加え、 ・市町村は第一報後の報告につ いても、引き続き消防庁に対しても行うものとし る。	消防組織法改正による変 更
資料編 (P.62)	3 報告手続 (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知し たとき は、 <u>迅速性を最優先として可能な限り早く</u> <u>(原則として、覚知後30分以内)</u> 、分かる範囲 でその第 =1 <u>1</u> 報 を <u>の報告を</u> するものとし、以後、 各即報様式に定める事項について、判明したもの のうちから逐次の報告 を <u>するものとする。し、</u> 以後、 各即報様式に定める事項について、判明した ものうちから逐次報告をするものとする。・ ・	3 報告手続 (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知し たとき、原則として、覚知後30分以内で可能な 限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告する ものとし、以後、各即報様式に定める事項につ いて、判明したもののうちから逐次報告するもの とする。・	消防組織法改正による変 更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.62～63)	<p>4 報告方法及び様式</p> <p>火災・災害等の即報に当たっては、<u>原則として(1)の区分に応じた・・・消防機関等への通報が殺到した場合等において又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められる最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。</u></p>	<p>4 報告方法及び様式</p> <p>火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた・・・消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.63)	<p>4 報告方法及び様式</p> <p>(1) 様式</p> <p>ア 火災等即報・・・・・・・・第1号様式及び第2号様式</p> <p>火災及び特定の事故（火災の発生・・・ なお、火災（<u>爆発特定の事故</u>を除く。）については第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。</p> <p>イ 救急・救助事故・<u>武力攻撃災害</u>等即報・・・・・・・・第3号様式</p> <p>救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態<u>における災害</u>を対象とする。</p> <p>なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に<u>起因して生じた救急事故等</u>については、<u>第3号様式による報告</u>を省略することができる。・・・</p>	<p>4 報告方法及び様式</p> <p>(1) 様式</p> <p>ア 火災等即報・・・・・・・・第1号様式及び第2号様式</p> <p>火災及び特定の事故（火災の発生・・・ なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。</p> <p>イ 救急・救助事故等即報・・・・・・・・第3号様式</p> <p>救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。</p> <p>なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。・・・</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.63)	<p>4 報告方法及び様式</p> <p>(2) 画像情報の送信</p> <p>地域衛星通信ネットワーク等を活用して・・・、 衛星車載地球局等を用いて速やかに被害状況等の 画像情報を送信するものとする。</p> <p>・・・</p> <p>ウ 報道機関に<u>大きく</u>取り上げられる等社会的影響 が高い火災・災害等</p> <p><u>（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道 される火災・災害等をいう。以下同じ。）</u></p> <p>エ 上記に・・・</p>	<p>4 報告方法及び様式</p> <p>(2) 画像情報の送信</p> <p>地域衛星通信ネットワーク等を活用して・・・、 衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像 情報を送信するものとする。</p> <p>・・・</p> <p>ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い 火災・災害等</p> <p>エ 上記に・・・</p>	消防組織法改正による変更
資料編 (P.63)	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(1) <u>都道府県又は市町村は、</u>「第2 即報基準」及 び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等 か判断に迷う場合には、できる限り広く報告する ものとする。</p>	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」 に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、 できる限り広く報告するものとする。</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.63)	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p><u>(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。</p>	消防組織法改正による変更
資料編 (P.63)	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等<u>関係機関</u>と密接な連絡を保つものとする。</p> <p><u>特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。</u></p>	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.63)	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(4) 市町村がは、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。</p>	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。</p>	消防組織法改正による変更
資料編 (P.63)	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(5) (1)から(4)にかかわらず、地震災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。</p>	<p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。</p>	消防組織法改正による変更
資料編 (P.64)	<p>第2 即報基準</p> <p>火災・災害等即報を・・・次のとおりとする。</p> <p>1 火災等即報</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>火災等即報については、・・・報告すること。</p> <p>ア 死者が3人以上生じたもの</p> <p>・・・</p> <p><u>ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</u></p>	<p>第2 即報基準</p> <p>火災・災害等即報を・・・次のとおりとする。</p> <p>1 火災等即報</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>火災等即報については、・・・報告すること。</p> <p>1) 死者が3人以上生じたもの</p> <p>2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.64～65)	<p>(2) 個別基準 次の火災及び事故については、<u>上記</u>(1)の一般基準に・・・について報告すること。 ・・・ （ウ）交通機関の火災 a 航空機火災 <u>b タンカー火災</u> <u>c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの</u> d トンネル内車両火災 ・・・ オ その他特定の事故 可燃性・・・認められるもの <u>カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</u></p>	<p>(2) 個別基準 次の火災及び事故については(1)の一般基準に・・・について報告すること。 ・・・ ウ) 交通機関の火災 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの 1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 ・・・ オ その他特定の事故 可燃性・・・認められるもの</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.65)	<p>2 救急・救助事故即報 救急・救助事故・・・について報告<u>を</u>すること。</p> <p>(1) 死者5人以上の救急事故 ・・・</p> <p><u>(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故</u></p> <p><u>(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</u></p> <p><u>(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの</u></p> <p><u>(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）</u></p>	<p>2 救急・救助事故即報 救急・救助事故・・・について報告すること。</p> <p>1) 死者5人以上の救急事故</p> <p>2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</p> <p>3) 要救助者が5人以上の救助事故</p> <p>4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故</p> <p>5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.65)	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャックによる救急・救助事故 ・ <u>不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故</u> ・ <u>全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故</u> 	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 	消防組織法改正による変更
資料編 (P.65)	<p>3 武力攻撃災害即報</p> <p><u>武力攻撃災害等については、次の災害等による火災・災害等</u>（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) <u>国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</u></p>	<p>3 武力攻撃災害即報</p> <p>次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。</p> <p>1) 武力攻撃事態等 . . .</p> <p>2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P.65～66)	4 災害即報 (2) 個別基準 <u>次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項目に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</u>	4 災害即報 (2) 個別基準	消防組織法改正による変更
資料編 (P66)	ア 地震 <u>(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの</u> <u>(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの</u>	ア 地震 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの	消防組織法改正による変更
資料編 (P66)	イ 津波 <u>(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの</u> <u>(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの</u>	イ 津波 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの	消防組織法改正による変更
資料編 (P66)	ウ 風水害 (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (イ) <u>洪水、浸水、</u> 河川の河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの <u>(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u>	ウ 風水害 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P66)	エ 雪害 (ア) <u>積雪</u> 、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (イ) <u>積雪</u> 、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの	エ 雪害 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの	消防組織法改正による変更
資料編 (P66)	オ 火山災害 (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの	オ 火山災害 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの	消防組織法改正による変更
資料編 (P66)	2 救急・救助事故即報 ・・・ (5) その他報道機関に <u>大きく</u> 取り上げられる等社会的影響度が高いもの	2 救急・救助事故即報 ・・・ 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	消防組織法改正による変更
資料編 (P67)	4 災害即報 (1) 地震が発生し、・・・・・・ <u>(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの</u>	4 災害即報 1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）	消防組織法改正による変更
資料編 (P67)	(4) 災害対策本部等の設置状況 当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び <u>廃止</u> の日時を記入すること。	(4) 災害対策本部等の設置状況 当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P67)	(5) その他参考事項 ・・・ イ 建物火災で個別基準のe、f又はgの <u>いずれか</u> に該当する火災 (ア) 発見及び通報の状況 (イ) 延焼拡大の理由 <u>a 消防事情</u> <u>b 都市構成</u> <u>c 気象条件</u> <u>d その他</u>	(5) その他参考事項 ・・・ イ 火災の状況 ア) 発見及び通報の状況 イ) 避難の状況 2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災 ア) 発見及び通報の状況 イ) 延焼拡大の理由	消防組織法改正による変更
資料編 (P68)	(10) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、・・・その設置及び <u>廃止</u> の日時について記入すること。	(10) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、・・・その設置及び解散の日時について記入すること。	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P69)	<p>(8) その他参考事項</p> <p>以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況 ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ <u>NBC検知結果（剤の種類、濃度等）</u> ・ <u>被害の要因（人為的なもの）</u> ・ <u>不審物（爆発物）の有無</u> ・ <u>立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）</u> 	<p>(8) その他参考事項</p> <p>以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P69)	<p>イ 被害の状況</p> <p>当該災害により生じた被害の状況について、判明している<u>人的被害及び住家の被害に重点を置いて</u>記入すること。</p> <p><u>119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。</u></p> <p><u>なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。</u></p>	<p>(2) 被害の状況</p> <p>当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P69)	<p>ウ 応急対策の状況</p> <p>(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等 <u>(以下「災害対策本部等」という。)</u> を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。</p> <p><u>なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。</u></p> <p><u>また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。</u></p>	<p>(3) 応急対策の状況</p> <p>当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。</p>	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P69～70)	<p><u>(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。</u></p> <p><u>(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。</u></p> <p><u>(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。</u></p> <p><u>また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。</u></p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 	
資料編 (P70)	<p>(3) 第 4 号様式－その 2（被害状況即報）</p> <p><u>エ 災害の概況</u></p> <p><u>災害の概況欄には次の事項を記入すること。</u></p>	2) 第 4 号様式－その 2（被害状況即報）	消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P70)	オ 応急対策の状況 <u>消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。</u> <u>また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること</u> <u>。</u>	エ 応急対策の状況 市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。	消防組織法改正による変更
資料編 (P71)	<u>第1号様式（火災）</u> 差し替え		消防組織法改正による変更
資料編 (P72)	<u>第2号様式（特定の事故）</u> 差し替え		消防組織法改正による変更
資料編 (P73)	<u>第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）</u> 差し替え		消防組織法改正による変更
資料編 (P74)	<u>第4号様式（その1）</u> 差し替え		消防組織法改正による変更
資料編 (P75)	<u>第4号様式（その1）別紙</u> 差し替え		消防組織法改正による変更
資料編 (P76)	<u>第4号様式（その2）</u> 差し替え		消防組織法改正による変更

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
資料編 (P80)	<p>東京都多摩立川保健所 <u>企画調整課長</u> <u>東京都水道局多摩改革推進本部立川給水管理事務所</u> <u>所長</u></p> <p>立川市産業文化 <u>スポーツ</u> 部長 立川市 <u>まちづくり</u> 部長 <u>日本郵便（株）立川郵便局</u> 長 (株)NTT東日本 <u>東京事業部</u> 東京西 <u>支店長</u> 東京電力 <u>パワーグリッド</u>（株）立川支店長 西武鉄道（株） <u>小川駅</u> 管区長 多摩都市モノレール（株） <u>安全管理推進室</u> 長 立川市三師会災害医療センター <u>長</u>（医師会） 立川市三師会災害医療センター <u>副センター</u> 長（歯科医師会） 立川バス（株）運輸部 <u>旅客サービス</u> 課長</p>	<p>東京都多摩立川保健所生活環境安全課長</p> <p>立川市産業文化部長 立川市都市整備部長 郵便事業会社 立川支店長 (株)NTT東日本—東京西 代表取締役社長 東京電力（株）立川支店長 西武鉄道（株）東村山管区長 多摩都市モノレール（株）総務部総務課長 立川市三師会災害医療センター（医師会） 立川市三師会災害医療センター（歯科医師会）</p> <p>立川バス（株）運輸部長</p>	
用語集 (P1)	<p>【あ行】L G W A N（エルジーワン） 総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。<u>国の府省間ネットワークである霞が関WAN と相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。</u></p>	<p>【あ行】L G W A N（エルジーワン） 総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。</p>	

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
用語集 (P1)	<p><u>【か行】緊急情報ネットワークシステム（通称：Em-Net（エムネット））</u> <u>内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム</u></p>		
用語集 (P2)	<p>（全文削除）</p>	<p>【さ行】災害時要援護者 高齡者、障害者、難病患者、・・・</p>	
用語集 (P2)	<p>【さ行】<u>災害拠点病院</u> <u>通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う病院。</u></p>		
用語集 (P2)	<p>【さ行】指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（以下「事態対処法施行令」という。）政令で定める次の機関 内閣府、・・・</p>	<p>【さ行】指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（以下「事態対処法施行令」という。）で定める次の機関 内閣府、・・・</p>	

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
用語集 (P2)	<p>【さ行】 指定公共機関</p> <p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、<u>事態対処法施行令で指定されているもの政令で定められている。</u>（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）</p>	<p>【さ行】 指定公共機関</p> <p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で指定されているもの（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）</p>	
用語集 (P2)	<p>【さ行】 指定地方行政機関</p> <p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、<u>事態対処法施行令で指定されているもの政令で定められている。</u>（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）</p>	<p>【さ行】 指定地方行政機関</p> <p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で指定されているもの</p>	
用語集 (P2)	<p>【さ行】 指定地方公共機関</p> <p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県の知事が指定するもの<u>をいう。</u>（国民保護法第2条第2項）</p>	<p>【さ行】 指定地方公共機関</p> <p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県の知事が指定するもの</p>	
用語集 (P2)	<p>【さ行】 <u>自主市民</u>防災組織</p> <p>大規模災害等の発生による被害を防止し、又は軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと<u>をいう。</u></p>	<p>【さ行】 自主防災組織</p> <p>大規模災害等の発生による被害を防止し、又は軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと</p>	

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
用語集 (P2)	<p>【さ行】ジュネーヴ諸条約 1949年のジュネーヴ諸条約・・・軽減することを目的とした以下の4条約の総称。<u>日本は、1953年4月21日に加入した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・・・ 	<p>【さ行】ジュネーヴ諸条約 1949年のジュネーヴ諸条約・・・軽減することを目的とした以下の4条約の総称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・・・ 	
用語集 (P3)	<p>【さ行】<u>全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（Jアラート））</u> <u>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム</u></p>		
用語集 (P3)	<p>【た行】対処基本方針 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が<u>その対処に関して定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。（緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）</u></p>	<p>【た行】対処基本方針 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針</p>	

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
用語集 (P3)	<p>【た行】 第一追加議定書 第2次世界大戦後の植民地独立の動き、・・・適用される。 <u>追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日（2005年2月28日発効）。</u></p>	<p>【た行】 第一追加議定書 第2次世界大戦後の植民地独立の動き、・・・適用される。</p>	
用語集 (P3)	<p>【た行】 地域防災計画 災害対策基本法第<u>4-0-4-2</u>条の規定に基づき、地震<u>災害</u>対策、風水害等<u>災害</u>対策、原子力災害対策等について定めた計画</p>	<p>【た行】 地域防災計画 災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画</p>	
用語集 (P3)	<p>【た行】 <u>東京DMAT</u> <u>大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。</u> <u>災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京DMATを編成する病院を指定して実施体制を整えている。</u> <u>DMAT：Disaster Medical Assistance Team</u></p>		

変更箇所	新（変更案）	旧（現行）	概要
用語集 (P3)	<p>【た行】 トリアージ</p> <p><u>災害時等発生時において</u>多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて傷病者を選別し、<u>治療適切な処置</u>や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。</p> <p>・・・</p>	<p>【た行】 トリアージ</p> <p>災害時等において多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて傷病者を選別し、治療や搬送を行うための優先順位を決定すること</p> <p>・・・</p>	
用語集 (P4)	<p>【は行】 <u>避難行動要支援者</u></p> <p><u>「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。</u></p>		
用語集 (P4)	<p>【や行】 <u>要配慮者</u></p> <p><u>発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。</u></p>		
その他複数	<p><u>自主市民</u>防災組織</p> <p>計31ヶ所変更（目次P1、2／本編P3、21、29(8箇所)、32(2箇所)、35、37、38、39、47(3箇所)、55、62(5箇所)、66、72(2箇所)／用語集P2)</p>	自主防災組織	呼称変更